

宇陀市立榛原こども園給食調理業務委託プロポーザル事務要領

令和7年10月6日

1. 趣旨

この要領は、複数の業者から最新の知識と技術、豊富な経験に基づく企画提案により契約の相手を選考する方法（以下「プロポーザル」という。）により随意契約を行う場合の事務取扱に関して必要な事項を定めるものとする。

2. 委託業務名

委託業務の名称は、宇陀市立榛原こども園給食調理業務委託（以下「本業務」という。）とする。

3. 委託業務内容

プロポーザルの対象とする業務の内容は、本市が作成する「本業務委託仕様書」の定めるところによる。

4. 委託業務期間

契約締結日から令和10年3月31日まで

5. 参加資格要件

本業務プロポーザル実施要領「7. 応募要件」を満たす者

6. 選考委員会

- (1) プロポーザルによる委託候補者の選考を厳正かつ公平に行うため、本業務に係るプロポーザル選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- (2) 委員会委員は、次のとおりとする。

副市長
健康福祉部長
教育委員会事務局長
教育委員会事務局 学校給食センター所長
こども未来課長
保育所・こども園栄養士
宇陀市立こども園・幼稚園・保育所 指導主事

7. 実施手続き等

(1) 選考方式

公募によるプロポーザル方式

(2) スケジュール

選考手順	選考日程等
実施要領の公表	令和7年10月6日
実施要領等に関する質問の受付	令和7年10月15日まで
実施要領等に関する質問の回答	令和7年10月17日公表
参加意思表明書	令和7年10月24日まで
提案書類等の受付	令和7年10月27日から 11月4日まで
第1次審査	令和7年11月11日
第1次審査結果通知及び2次審査通知	令和7年11月19日発送予定
第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）	令和7年11月26日
第2次審査に関する結果通知	令和7年12月上旬
優先交渉権者の決定	令和7年12月中旬
受託事業者の決定	令和7年12月下旬

(3) 評価

評価は、本業務プロポーザル実施要領「10. 書類の審査及び提案の選考」により委員会で行う。

(4) 優先交渉権の決定

候補業者は、委員会が前項による評価の結果により、評価基準の200点満点中140点以上とする。

(5) 結果報告

審査結果は、委員会終了後通知する。

(6) その他

宇陀市情報公開条例に基づく開示請求があった際には、提案書類等の情報を開示する場合がある。

8. 事務局

プロポーザル実施に関する事務局は、宇陀市健康福祉部こども未来課に置く。

附 則

この要領は、令和7年 10月 6日から施行し、本業務の完了をもって効力を失う。

宇陀市立榛原こども園給食調理業務委託選考基準

選考方法

選考は、第1次審査及び第2次審査で行うものとします。

第1次審査の結果により上位3事業者を選考し、その上位3事業者の第2次審査によるプレゼンテーション及びヒアリングを行います。

第1次審査・第2次審査の総合評価により優先交渉権者を決定します。その後、優先交渉権者の優先順位に従い、宇陀市立榛原こども園給食調理業務委託仕様書及び提案書の内容について協議し、双方同意により当該業務の契約締結予定者を決定する。

(1) 第1次審査

提出された提案書を、下記の評価基準に基づき選考委員会が評価・採点し、上位3事業者を選考します。

(2) 第2次審査

第1次審査で選考された事業者を対象に選考委員会においてプレゼンテーション及びヒアリングを行い、評価基準の「⑤総合評価」として評価・採点し、第1次審査の採点結果に加算し、各々の合計点を200点満点として採点することにより審査します。

(3) 評価基準

第1次審査及び第2次審査における評価項目と配点は次のとおりです。

区分	評価項目	配点
①経営基盤等	ア 事業者概要	40点
	イ 給食調理業務の受託実績	
②運営に関する考え方	ア こども園給食に対する基本的な考え方	30点
	イ 円滑な調理業務遂行能力	
	ウ 配置計画について	
③運営体制	ア 雇用計画、資格・経験	30点
	イ 研修計画	
	ウ 労働安全衛生管理体制	
④経費節減努力	ア 見積金額	50点
⑤総合評価	ア プレゼンテーション及びヒアリング	50点
合 計		200点

*選考委員1名あたりの配点です。

(4) 前2項により採点した選考委員の合計点の最高得点者を優先交渉権者と決定します。